２０１９年　４月

お 客 さ ま 各 位

観音寺信用金庫

改元にかかる手形・小切手の取扱いについて

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。
さて、２０１９年５月１日の改元にかかる手形・小切手の取扱いを、以下のとおりご案内させて頂きます。お手数をおかけして申し訳ありませんが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

１．改元後における「平成」表記の手形・小切手用紙のご使用について
・「平成」表記の手形・小切手は、改元後もご使用いただけます。 ご使用の際は「平成」に二重線を引き、新元号をご記入していただくようお願い致します。この場合、訂正印は不要です。 （訂正例）　令和 ~~平成~~ １年　５月　７日　　または、令和 ~~平成~~ 元年　５月　７日
２．改元前に改元日以降の支払期日を記入する際の留意点について
・新元号発表から改元までの間（2019 年 4 月 1 日～2019 年 4 月 30 日）に手形を振り出す際に、改元日以降の支払期日を記入する場合は、「平成」表記でも「令和」表記でも、どちらでも構いません。なお、「令和」表記に訂正する場合は上記の訂正例のようにご記入していただくようお願い致します。訂正印は不要です。
３．新元号の手形・小切手用紙の発行時期について
・新元号表記の手形・小切手用紙をご用意するまで、一定のお時間をいただきます。誠に申し訳ございませんが、当面の間は「平成」表記の手形・小切手用紙を発行させていただくこととなりますので、ご理解ください。

以上